学校法人のガバナンスに関する見解について【要約版】

令和３年８月：日本私立大学協会

**一、学校法人の組織と運営形態は、多種多様。一律的な法改正で律するべきものではない。**

⇒　一罰百戒の法改正・制度改正は、「角を矯めて牛を殺す」結果を招来する。

⇒　学校法人とその設置する大学は、自主的にガバナンスの充実・強化を図るためガバナンス・コードを策定・

公表している。

**一、ガバナンスの充実・強化を目指すためには、令和元年の私立学校法改正後の検証こそが必須。**

⇒　諮問機関として機能している評議員会機能の変革（議決機関化及び監督機能強化）は、慎重に検討されるべき。

⇒　令和元年の私立学校法改正において、監事によるチェック・監督機能が強化されたばかりである。

⇒　そもそも、改正私立学校法（令和元年法律第１１号）附則第１３条において「政府は、この法律の施行後５年

を目途として施行状況の検討を加え、必要があるときは所用の措置を講ずる」と明記されている。

**一、公益財団・社団法人と同様の制度設計による学校法人制度の見直しには、強い違和感がある。**

⇒　学校法人は、厳格な設置基準によって認可された学校を健全に運営管理し、わが国にとって重要な使命である教育・研究・社会貢献の推進を最大の責務としている点が他法人とは大きく異なる。よって、同一次元で議論すべきではない。

⇒　他法人と同様の制度設計は、現場に大混乱を来すことになる。